

第一三回

参第一〇号

水産業協同組合法の一部を改正する法律（案）

水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第八十九条を次のように改める。

第八十九条 削除

第九十二条第二項中「及び第八十九条」を削る。

第百条第二項中「第二十条から第三十一条まで、第八十九条及び」を「第二十条から第三十一条まで及び」に改める。

第二百二十四条第二項中「第八十一条、第八十二条第二項、第三項若しくは第八十九条（第百条第二項において準用する場合を含む。）」を「第八十一条若しくは第八十二条第二項、第三項」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

水産業協同組合法による連合会の規模の制限規定を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。